

○雲仙市移住促進空き家リフォーム補助金交付要綱

平成28年6月22日

告示第86号

改正 平成29年3月31日告示第36号

平成30年3月30日告示第29号

平成31年1月11日告示第11号

(目的)

第1条 市は、市内の空き家を有効活用し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、空き家所有者等が行う家屋の改修等に要する経費に対し、雲仙市移住促進空き家リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付し、その交付については、雲仙市補助金等交付規則（平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示において定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住する者又は利用する者がいない一戸建ての住宅（居住する者又は利用する者がいるが、いなくなることが明らかであると市が認めるものを含む。）で、玄関、トイレ、台所及び居室を有し、利用上独立性を有する専用住宅をいう。この場合において、居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅のうち、居住の用に供する部分が当該要件を満たすときは、事業の用に供する部分を含め空き家とみなすものとする。
- (2) 移住 市外から市内に生活の拠点を移し、かつ、住民票を異動させ、この状態を5年以上継続することを誓約することをいう。
- (3) 空き家所有者等 市内の空き家に係る所有権を有する者又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 空き家登録者 空き家所有者等で、雲仙市空き家等情報登録制度要綱（平成19年雲仙市告示第98号）第4条第3項の通知を受けた者をいう。
- (5) 空き家利用希望者 市内に存在する空き家を活用した移住を希望する者をいう。ただし、市に転入した日から2年を経過していない者又は市に転入しようとする者で、第10条の実績報告書を提出する日までに当該転入の手続を完了するものに限る。
- (6) 空き家等情報登録制度 市内に存在する空き家に関する情報を登録して、空き家利用希望者に対し、情報提供を行うもので、雲仙市空き家等情報登録制度要綱の規定により行われる制度をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家等情報登録制度に登録された空き家を、空き家利用希望者に対し売却し、又は賃貸する空き家所有者等
- (2) 空き家等情報登録制度に登録された空き家を購入し、又は賃借する空き家利用希望者で、当該空き家に5年以上定住すること及び市の自治会に加入することを誓約

するもの

2 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 売買又は賃貸借の契約の相手方が補助対象者の3親等以内の親族である場合
- (2) 補助対象者及びその者と同じ住宅に居住している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者である場合
(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という）は、次のとおりとする。

- (1) 台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修工事及びこれらに付随する備品の購入
- (2) 内装、屋根、外装等の改修工事
- (3) その他市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、対象事業としない。

- (1) 事務所、店舗その他自己の居住の用に供しない部分の工事
- (2) 建築物でないものに係る外構工事
- (3) 容易に取外しができるものを設置する工事
- (4) 他の制度による補助金等の対象となる改修工事。ただし、当該改修工事において、他の制度による補助金等の対象となる部分を明確に区分することができる場合で、他の制度による補助金等の対象部分を除く部分については、対象工事とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象事業に要した経費の総額に2分の1を乗じて得た金額とし、50万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、空き家1物件につき、1回限りとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、対象事業の着手前に、雲仙市移住促進空き家リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に、規則第3条第4号に規定する書類として次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。この場合において、同条第1号及び第2号に規定する書類の添付は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

- (1) 対象事業の実施に要する経費の見積書の写し
- (2) 対象事業の実施前の写真
- (3) 定住誓約書（空き家利用希望者に限る。）
- (4) 承諾書（様式第2号）（空き家利用希望者に限る。）
- (5) 自治会加入誓約書（空き家利用希望者に限る。）
- (6) 雲仙市税(国保税を含む。以下同じ。)の未納がない証明書及び補助金交付申請者が市内に住所を有しない場合における住所地の市区町村民税(国保税を含む。以下同じ。)の未納がない証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助金交付申請者は、雲仙市移住促進空き家リフォーム補助金の交付に係る調査承諾書（様式第3号）を提出することをもって、前項第6号に規定する書類（雲仙市税の未納がない証明書に限る。）の添付に代えることができるものとする。

（補助金の交付制限）

第7条 補助金交付申請者及びその者と同じ住宅に居住している者に雲仙市税又は住所地の市区町村税の未納がある場合は、雲仙市補助金等交付制限取扱指針に基づき補助金の交付を制限する。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、第6条に規定する申請があったときは、交付又は却下の決定をし、雲仙市移住促進空き家リフォーム補助金交付（却下）決定通知書（様式第4号）により、補助金交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の決定に際し、条件を付すことができる。

（軽微な変更）

第9条 規則第6条第1項ただし書の軽微な変更は、次のとおりとする。

（1） 補助金の額の減額（当初交付決定額のおおむね2割を超えない減額に限る。）

を伴う補助対象経費の変更

（2） 事業実施時期の変更（期間の延長を除く。）

（3） 補助金の額に変更を生じない補助対象事業の内容の変更（当初の事業目的、規模、効果等を損なわないものに限る。）

（補助金の実績報告）

第10条 交付決定者は、対象事業が完了したときは、速やかに雲仙市移住促進空き家リフォーム補助金実績報告書（様式第5号）に、規則第9条第3号に規定する書類として次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。この場合において、同条第1号及び第2号に規定する書類の添付は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

（1） 空き家の賃貸借契約書の写し

（2） 対象事業に要した経費の支払を証明する書類の写し

（3） 対象事業実施後の写真

（4） 住民票の写し（空き家利用者に係るもの）

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の決定の取消し）

第11条 市長は、補助金の交付の決定又は交付を受けた者が、補助金の交付決定日から5年を経過する日までに、当該住宅から転居し、又は雲仙市から転出したときは、規則第13条第1項第5号の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（様式の特例）

第12条 第6条第1項、第8条第1項及び前条に規定する様式は、規則第18条の規定により、それぞれ規則第3条、第5条及び第9条に規定する様式の特例として定めるも

のとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第36号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第29号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月11日告示第11号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。